

# 川口市土地公図・家屋配置図管理システム入替業務委託

## 仕様書

川口市 理財部 固定資産税課

# 川口市土地公図・家屋配置図管理システム入替業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### （適用範囲）

第1条 本仕様書は、川口市（以下「発注者」という。）が業務委託する「川口市土地公図・家屋配置図管理システム入替業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を示すものである。

### （目的）

第2条 発注者は、現在、地図情報（空中写真、地番図、住宅地図等）を活用し、システム上で画地計測や現況把握等ができる土地公図・家屋配置図管理システムを導入している。土地公図・家屋配置図管理システムは、近年、技術革新により機能性、経済性、保守性等で優れた製品が開発されている。また、令和7年度から地方自治体の基幹業務システムの標準化が進められており、本市の基幹業務システムも令和8年度に標準化システムに移行を予定している。このことから、標準化された実装内容に対応する土地公図・家屋配置図管理システムへ入れ替えを行う必要がある。

本業務は、固定資産税の課税客体である土地及び家屋の現況を的確に把握し、課税業務の公平・公正な執行に資するため、現行の土地公図・家屋配置図管理システムを標準化後の基幹業務システムに対応可能なシステムへ入れ替えを行うことを目的とする。

### （定義）

第3条 現在、稼働中のシステムを「土地公図・家屋配置図管理システム」（以下「既存システム」という）、本業務において構築するシステムを「固定資産税業務支援GISシステム」（以下「本業務構築システム」という）とする。

### （準拠法令等）

第4条 本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次の関係法令等を遵守するものとする。

- （1）地方税法
- （2）測量法
- （3）不動産登記法
- （4）不動産登記令
- （5）個人情報保護に関する法律

- (6) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
- (7) 固定資産税評価基準
- (8) 不動産鑑定評価基準
- (9) 川口市契約に関する規則
- (10) 埼玉県公共測量作業規定
- (11) その他関係法令等

#### (実施計画)

第5条 本業務を実施するにあたり受注者は、発注者と協議のうえ次の書類を作成し、「写」一部を添えて発注者に提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 主任技術者及び照査技術者選任届
- (5) その他必要な書類

#### (工程の管理)

第6条 受注者は、納期の遅延が発生しないよう、厳正な工程管理、進捗管理を行うものとし、発注者の求めに応じ、進捗状況等の報告をしなければならない。工程に遅滞が発生すると予測される事態にあっては、受注者は速やかに発注者へ報告し、指示を受けなければならない。

#### (主任技術者等の選任)

第7条 受注者において選任する主任技術者等は、固定資産税業務に精通した技術と十分な実務経験及び本業務と同種業務の履行実績を有した者を以下の通り選任しなければならない。

##### (1) 主任技術者

受注者は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任するものとする。

##### (2) 照査技術者

受注者は、成果品の内容について技術上の照査を行う照査技術者を選任するものとする。照査技術者は、(公社)日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有するものとする。

##### (3) 担当技術者

受注者は、主任技術者のもとで業務を遂行する担当技術者を選任するものとする。

2 上記にて選任した技術者については、それぞれを兼ねることはできない。

(疑義の解決)

第8条 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

(受注者の責務)

第9条 受注者は、履行期間の作業中に生じた事故に対して一切の責任を負い、又発生原因、被害等の状況を速やかに発注者に報告し、併せてその原因の解決に努めるものとする。

(完了)

第10条 本業務は、成果品納入と同時に業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受け、合格をもって完了とする。

(守秘義務)

第11条 受注者は、本業務の履行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、作成した資料を発注者の許可無く他に公表及び貸与してはならない。このことは本業務終了後においても同様とする。

(個人情報取扱いについて)

第12条 受注者は、本業務において、受注者が管理する個人情報の安全性を確保し、その義務と責任を果たすため、プライバシーマークもしくはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得済であること。

(業務期間)

第13条 業務期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(損害の賠償)

第14条 受注者が、本業務履行中に発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 前項により生じた損害賠償等の責任は、受注者が負うものとする。

(貸与資料)

第15条 発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与品について、亡失、汚損、破損等のないよう、その取り扱いに十分注意しなければならない。

3 受注者は、作業完了後は、貸与品を遅延なく発注者へ返却しなければならない。この場合において、貸与品に亡失、汚損、破損等のある場合は、受注者において一切の責任を負うものとする。

(業務の引き継ぎに関する事項)

第16条 本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受注者は発注者の指示のもと、本業務終了日までに発注者が継続して賦課業務を遂行できるよう必要な措置を講じる必要があるため、業務引き継ぎに伴うデータ移行等に必要となるデータを汎用的なデータ形式 (shape、CSV 等) に加工し提供する機能を実装すること。

(打合せ協議)

第17条 受注者は、発注者と協議又は打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し発注者の承認を得たうえで、各々記録簿を保管するものとする。

## 第2章 業務内容

(業務概要)

第18条 本業務の概要は、受注者が提供する LGWAN 接続系のサーバ、または発注者が提供する個人番号利用事務系内のサーバにシステムを構築、並びに評価に必要なレイヤを整備することで標準化システムとの画地情報との連携を行うもの。

### (1) 計画準備

受注者は、本業務の着手時において、発注者の業務内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画を立て、業務実施計画書に取りまとめて発注者に提出し、承認を得るものとする。

### (2) 資料収集・整理

受注者は、本業務を実施するために必要な資料を収集・整理するものとする。

### (3) 既存システムのレイヤを本業務構築システムへ移行

### (4) 表示地番入力

受注者は、筆界を更新した筆を対象として、地番を入力・配置するものとする。

### (5) 周辺地番との調整 (土地)

受注者は、既存の地番図において、過去に反映した地積測量図の筆や同年度の異動更新分の地積測量図が隣り合う場合は、登記年月日

がより新しい筆の位置・形状を優先して配置及び調整を行うものとする。

(6) 地番図と土地課税台帳（マスタ）の照合

受注者は、更新した地番図データと土地課税台帳データの所在地番について、一筆ごとに照合点検を行うものとする。判明した不一致は不一致地番リストに取りまとめを行うものとする。

(7) 周辺地番との調整（家屋）

受注者は、家屋の形状を保持したまま、外形図が地番（筆）内に入るよう位置調整を行うものとし、これにより更新した家屋は家屋異動リストにその所在地番を入力するものとする。

(8) 家屋図と家屋課税台帳（マスタ）の照合

受注者は、更新した家屋配置図データと家屋課税台帳データの物件番号について、物件番号ごとに照合点検を行うものとする。判明した不一致は不一致家屋リストに取りまとめを行うものとする。

(9) 標準化システムへの画地情報の連携

(10) 現地調査用タブレットシステム構築

(11) その他必要な構築業務

（作業対象範囲）

第19条 本業務の作業対象範囲は、以下のとおりとする。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| (1) 川口市全域  | 61.95 km <sup>2</sup> |
| (2) 土地全筆数  | 約 330,000 筆           |
| (3) 家屋全棟数  | 約 210,000 棟           |
| (4) 土地異動筆数 | 約 4,500 筆             |
| (5) 家屋異動棟数 | 約 4,000 棟             |

（標準化システムとの連携協議等）

第20条 本業務で取り扱う各種評価関連データについては、発注者が業務委託している標準化システムの仕様に合わせ、画地情報の連携を行うために必要な異動データ等を作成するものとする。

2 異動データの作成等にあたっては、発注者の立会いのもと本業務の基礎資料となる各種課税データの諸元及び時点等の確認、その他必要事項の協議を実施するものとする。

3 標準化システムに関する協議は、発注者が必要と判断した場合の他、受注者からの要請によっても実施できるものとする。

(システム要件)

第21条 受注者は、本業務構築システムについて、以下の要件を充足するシステム構築を行うものとする。また、具備する機能は別紙1.「機能要件一覧」を満たしているものとする。詳細な設計要件やシステム機能等については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

(各種設定要件)

第22条 本業務構築システムにおける各種設定要件は、以下の項目について設計及び設定を行うものとする。

項目	内容
レイヤ設計	地図レイヤの順番、グループ化、線種、線色、線太さ等の設計
属性項目設計	属性項目の表示順、型式（文字型・数値型・日付型）等の設計
データベース設計	図形と属性・画像を管理するためのデータベース設計
入力画面設計	図形や属性・画像を入力するための設計
出図設計	図面出力に関する製飾等の印刷テンプレートに関する設計
権限設計	閲覧権限、編集権限等ログインに関する設計

(稼働要件)

第23条 本業務構築システムの稼働要件は以下のとおりとする。

項目	内容
構築場所	LGWAN 接続系もしくは個人番号利用事務系に構築
登録製品 利用状況	一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める地域情報プラットフォーム「GISユニット」に準拠したものと する。 迅速かつ適切な保守対応の観点から、過去3年以内に導入実績がある自社開発製品であること。
システム稼働時期	令和9年4月1日日本稼働開始 (令和9年1月1日までに仮稼働開始)
通信手段	LGWAN 接続系に構築する場合は LGWAN 回線を利用すること。
クライアント端末	発注者の庁内ネットワークに接続可能な端末機器 (予定仕様) OS : Windows 10 / 11 対応CPU : 1Ghz 以上の x86/x64 以上 必要メモリ : 4GB 以上 ハードディスク : 20GB 以上、 画面解像度 : 1024×768 以上 ※端末及び仕様に変更となった場合も安定稼働を確保すること。
同時接続数	同時利用25ライセンス
測地系及び座標系の指定	(1) 準拠する測地系 : 世界測地系 2011 (2) 水平位置の座標系 : 平面直角座標第9系 (3) 垂直位置の座標系 : 東京湾平均海面を基準とする標高

(調査用タブレットシステム)

第24条 現地調査用タブレットシステムの稼働・調達要件は、以下の通りとする。

項目	内容
利用方法	スタンドアロン方式
システム稼働時期	令和9年4月1日日本稼働開始 (令和9年1月1日までに仮稼働開始)
端末調達要件	<p>本端末は、屋外での現地調査業務に使用することを想定し、落下・衝撃・振動・雨天環境等に耐え得る十分な耐久性を有すること。</p> <p>耐久性確保の方法は、ラギッド仕様端末の採用、保護ケースやストラップ等の装備、その他同等の対策など、実効性のある手法について受注者の提案によるものとする。</p> <p>また、業務遂行に必要な機能として、以下を満たすこと。</p> <p>(1) 位置情報機能 GPS等の測位機能を有し、屋外において現在位置を取得できること。</p> <p>(2) カメラ機能 現地状況の記録撮影が可能なカメラを内蔵すること。</p> <p>(3) 動作性能 業務アプリケーション、地図表示、写真撮影を同時に使用する場合においても、遅延やフリーズ等が生じることなく、業務に支障のない快適な動作性能を有すること。また、タッチペン等を用いて、調査内容を記録できる機能を有すること。</p> <p>(4) その他 本業務構築システムとデータ移行ができるよう受注者側が通信ケーブル等の付属品を用意すること。</p> <p>なお、故障した際は、受注者側にて修理費用を負担すること。</p>
ライセンス数	3ライセンス
調達方式	リース
調達台数	3台 (パソコンに接続用ケーブル含む)

(サーバ要件)

第25条 本業務構築システムは、LGWAN接続系もしくは発注者が用意したサーバに構築すること。

2 LGWAN 接続系に構築する場合は地方公共団体情報システム機構による「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続資格審査要領」を満たすデータセンターで管理を行うものとする。また、データセンターがハウジング方式の場合は、日本国内に設置することとし、発注者から要請があった場合は施設内の視察が可能であること。また、データセンターがホスティング方式の場合は、I S M A P 登録がされているクラウドサービスを利用することとする。

また、別紙 2. 「LGWAN 接続系に構築する場合の確認事項」に係る要件について、「リスク確認事項」及び「必要な安全管理措置の確認事項」は対応済み、もしくは対応見込みであること。「サービス確認事項」は、契約締結協議時に発注者と受注者が協議のうえ確認するもの。

3 個人番号利用事務系に構築する場合は下記の現行サーバのスペックで安定的に稼働すること。

現行サーバのスペック	
メモリ	1 6 G B
C P U	2 コア
ディスク	2 0 4 8 G B

4 移行方法等の詳細やデータ変換が必要な場合については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(セキュリティ要件)

第26条 本業務構築システムの構築・運用に際しては、本市の「川口市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ実施手順を遵守し、万全の対策を講じること。

(レイヤの追加)

第27条 受注者は本業務構築システムへ搭載するレイヤについて制限無く追加可能であること。

(図形・画像・属性データ移行)

第28条 受注者は別紙 3. 「移行レイヤー一覧」のデータを本業務構築システムにおいても利用できるよう、データ移行を行うものとする。なお、移行方法等の詳細やデータ変換が必要な場合については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(システムセットアップ)

第29条 受注者は、前条までに作成した各種データ等について必要な加工を行い、本業務構築システムへセットアップを行い、発注者の使用端末において動作確認するものとする。

(データ閲覧機能)

第30条 本作業は、発注者が過去に課税資料として作成し利活用している「旧土地台帳」及び「家屋評価資料」について、地番等をマスターキーとし照合を行い、本業務構築システムと連動し閲覧できるよう紐づけ設定を行い、利活用できるものとする。

なお、家屋評価資料は、毎年度、データ化し本業務構築システムにて閲覧できるようにするもの。家屋評価資料のデータ化の方法や運用等は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

項目名	ファイル形式	件数
旧土地台帳	P D F	約 3 2 0 , 0 0 0 筆
家屋評価資料	DocuWorks、 P D F	約 2 8 0 , 0 0 0 棟 ※年間約 4 , 0 0 0 棟 増加の見込み

(標準化システムとの連携要件)

第31条 受注者は本業務構築システムと標準化システムが正常に連携されるよう適切にテストを実施するものとする。

なお、連携の詳細は発注者、受注者並びに標準化システムを保守運用する業者が協議して決定するものとする。

- (1) 標準化システムとの連携は任意のタイミングで行えること。
- (2) データ連携の項目は、すべて標準化システムに合わせること。

(仮稼働)

第32条 受注者は納品に先立ち、令和9年1月1日までに仮稼働を可能とし、発注者は、稼働状況を確認の上、稼働に支障が確認された場合、受注者に是正を求めることができる。

(操作研修)

第33条 本業務構築システムの利用者が GIS の基本概念及びシステムの操作方法を習得できるよう、日常業務に即した内容で操作研修を実施するものとする。

2 本業務構築システムの操作に関する説明書を作成し、紙媒体及び電子データで発注者に提出するものとする。

(データ更新について)

第34条 更新が必要なデータについては下記のとおりとする。時期については、発注者及び受注者協議の上、決定するものとする。

- (1) 路線価 (Shape フォーマット等)
- (2) 用途地区、状況類似地区見直し分 (Shape フォーマット等)
- (3) 土地・家屋マスターデータ
- (4) 地番図 (Shape フォーマット等)
- (5) 区画整理図
- (6) 家屋配置図
- (7) 空中写真
- (8) 住宅地図 ((株)ゼンリン)
- (9) その他土地評価に必要な情報が発生した時

### 第3章 成果品

(管理及び帰属)

第35条 本業務における成果品の管理及び帰属は、すべて発注者とする。発注者は、受注者の許可無く複製の作成、または他の第三者に貸与及び使用させてはならない。ただし、パッケージソフトウェア、プログラム等発注者に著作権がないものについては、発注者はその一部使用权及び使用許諾をもって使用可能とする。

(納品物)

第36条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

項目	内容
本業務構築システム	25ライセンス
現地調査用タブレット	3台
現地調査用タブレットライセンス	3ライセンス
システム操作マニュアル(簡易版・応用版)	1式
課税情報突合結果リスト	1式
打合せ記録簿	1式

(納品場所)

第37条 川口市役所固定資産税課とする。納入方法等の詳細については発注者及び受注者の協議のうえ、決定するものとする。

別紙1 機能要件一覧

分類	種別	項番	概要	必須機能
基本機能	表示	1	地図を表示できる。	○
		2	固定倍率で地図表示を拡大・縮小できる。	○
		3	指定した範囲を拡大できる。	○
		4	マウスホイールによる地図の拡大・縮小できる。	○
		5	プルダウンメニューで選択した縮尺に変更できる。	○
		6	指定の縮尺で地図を画面に表示できる。	○
		7	マウス操作により地図移動ができる。	○
		8	マウストラックにより地図を移動できる。	○
		9	地図を回転できる。	○
	10	行政界全体が画面に収まる範囲で表示できる。	○	
	11	メイン画面を2分割して2画面表示ができる。	○	
	12	表示されている地図の凡例を表示できる。	○	
	13	地図上のレイヤの表示/非表示を切り替えることができる。	○	
	14	レイヤ名の順番を変更することにより、地図表示の順番を変更できる。	○	
	15	指定したレイヤの全フィーチャが表示される縮尺で地図を表示できる。	○	
	16	個別値ランキングにより、レイヤスタイルを変更できる。	○	
	17	レイヤごとに、色/線種/塗りつぶし等のスタイルを変更できる。	○	
	18	凡例の表示スタイルを変更後、再ログイン後も同じスタイルで起動できる。	○	
	19	マップ(主題図)一覧から選択して切り替えできる。	○	
	ラベル表示、設定	20	地物が保有する属性値をラベル表示できる。	○
		21	複数の属性値(改行を含む)をラベルで表示できる。	○
		22	ラベル表示する際の文字色、文字サイズ、フォント等を指定できる。	○
		23	地図の縮尺に合わせてラベルを自動で表示/非表示する。	○
		24	メイン地図の表示範囲を索引図上で表示できる。	○
	25	地図の縮尺を表示できる。	○	
	26	方位記号を表示し、地図の回転と同期ができる。	○	
	27	地図中心位置の座標を表示できる。	○	
	28	スケールバーを表示できる。	○	
	29	凡例の説明文を表示できる。	○	
	30	GISエラーや警告が発生した場合、メッセージを表示できる。	○	
	検索	31	クリックした地物の属性を表示できる。	○
		32	指定した地物の属性を表示できる。	○
		33	指定地点からバッファを発生させ、該当範囲を検索できる。	○
		34	点・矩形・円・多角形・自由形で指定した範囲内を検索できる。	○
		35	指定した範囲と「重なる」「含まれる」が指定できる。	○
		36	指定したレイヤの属性データに対し、部分一致検索ができる。	○
		37	指定したレイヤの属性データに対し、複数の条件を指定して検索ができる。	○
		38	物件番号での検索ができる。	○
		39	マウス操作により対象領域を指定し、領域内に含まれた地物の属性を検索できる。	○
		40	選択した検索レイヤの図形に別レイヤの図形を重ね、その範囲内を検索できる。	○
		41	検索結果を一覧表示できる。	○
		42	検索結果一覧のデータに紐付く場所にジャンプし、強調表示できる。	○
		43	検索結果をCSV等へ出力できる。	○
	計測	44	距離を計測できる。	○
		45	ポリゴンの面積と周長を計測できる。	○
		46	地図をクリックし、円の半径・ピッチ等を指定して同心円を描画できる。	○
		47	角度を計測できる。	○
	印刷	48	印刷プレビュー画面で印刷範囲を変更(移動、縮尺変更)して印刷できる。	○
		49	用紙サイズを指定して印刷できる。(大判印刷も含む)	○
		50	検索結果を元に地図上の位置と属性を並べて印刷できる。(検索結果を印刷できる)	○
		51	図郭や任意の位置など、印刷枠を複数指定してまとめて印刷できる。	○
		52	PDFに地図を出力できる。調査資料用データをCSV及びPDF出力できる。	○
		53	印刷日時や印刷実行者、地図の版權情報などを印刷できる。	○
	54	表示中の地図を画像として保存できる。	○	
	更新	55	土地の分筆合筆ができる。	○
		56	家屋の新築・滅失等の異動ができる。	○
	台帳	57	地図情報と連携して、検索と同時に対象地物の属性情報を表示できる。	○
		58	属性情報を帳票形式で表示・印刷できる。	○
		59	土地及び家屋に関する属性情報、路線、標準宅地について地番や所有者等を用いた様々な検索ができる。	○

分類	種別	項番	概要	必須機能
固定資産機能	画像標定	60	測量図、建築確認概要図面等のスキャンデータを取込み、画像の標定ができる。	
		61	標定した画像内で画地認定計測ができる。	
	画地認定計測	62	画地の認定や間口奥行き計測、想定整形地の自動・手動による生成ができる。	○
		63	画地および生成された想定整形地をもとに蔭地面積を計測、割合を自動計算できる。	○
		64	蔭地割合をもとに不整形補正率を自動計算できる。	○
		65	画地認定計測した図形を年度管理できる。	○
		66	がけ地補正・高圧線補正・都市計画道路補正・土砂災害警戒/特別警戒区域等が画地と掛かる面積割合を算出し、その結果から補正率を自動取得できる。	○
		67	画地認定結果をCSV等でリスト出力できる。	○
EUC機能	EUC	68	EUCでのデータ出力ができること(CSVフォーマット、Shapeフォーマット等)。	○

別紙2 LGWAN接続系に構築する場合の確認事項

リスク確認事項

No.	考慮すべきリスク
1	情報の管理や処理を外部サービス提供者に委ねるため、その情報の適正な取扱いの確認が容易ではないリスク。
2	外部サービス提供者の運用詳細等が公開されない場合に、利用者が情報セキュリティ対策を行うことが困難となるリスク。
3	利用者が、利用する外部サービスを自組織のセキュリティポリシーに見合うサービスかどうか評価が適切に出来ない場合、セキュリティに対する影響が発生するリスク。
4	外部サービス提供者が所有する資源の一部を利用者が共有し、その上に個々の利用者が管理する情報システムが構築されるなど、不特定多数の利用者の情報やプログラムを一つの外部サービス基盤で共用することにより、情報が漏えいするリスク。
5	外部サービスで提供される情報が国外で分散して保存・処理されている場合、裁判管轄の問題や国外の法制度が適用されることによるカントリーリスク。
6	サーバ装置等機器の整備環境が外部サービス提供者の都合で急変する場合、サプライチェーン・リスクへの対策が容易に確認できないリスク。

## サービス確認事項

No.	確認事項
1	当該サービスのサービス約款、利用規約、SLAが存在していること。
2	日本の裁判管轄、法令が適用されること。海外への機密情報の流出リスクを考慮し、外部サービスを提供するリージョン（国・地域）を国内に指定すること。国内の外部サービスにおいて、利用者のデータが、海外に保存されないこと。
3	外部サービスの中断時の復旧要件が基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。
4	外部サービスの終了又は変更時における事前の通知等の取り決めや情報資産の移行方法が基本契約に規定されていること。
5	稼働率、目標復旧時間、目標復旧ポイント、バックアップの保管方法などの可用性に関する事項がサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。
6	外部サービス提供者が、利用者の情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように基本契約に定めること。
7	外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容を確認すること。
8	外部サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、利用者の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書（又は内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容を確認すること。
9	情報セキュリティインシデントへの対処方法について、外部サービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定めること。
10	脅威に対する外部サービス提供者の情報セキュリティ対策（なりまし、情報漏えい、情報の改ざん、否認防止、権限昇格への対応、サービス拒否・停止等）の実施状況やその他の契約の履行状況の確認方法が基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。
11	情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法について、基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に規定されていること。
12	外部サービス提供者により、利用規約、各種設定が変更される可能性があるため、変更内容の確認方法や連絡方法を基本契約又はサービスレベル契約（SLA）に定めること。

### 必要な安全管理措置の確認事項

No.	安全管理措置	
1	個人情報を扱う場合	個人情報保護法で定められた安全管理措置を行うこと。
2	(特定個人情報を含む)	必要に応じて、PIA（特定個人情報保護評価）を実施すること。

### 別紙3 移行レイヤー一覧

No.	レイヤ名	時点・対象	データ形式	概要
1	土地地番図	令和9・8・7・6・5年の5年分	Shape	地番図
2	土地所有者	令和9・8年の2年分	Shape	土地所有者名が表示されるもの
3	土地異動	令和8年分	Shape	土地の表示に関する異動を示すもの
4	土地課税単価	令和9・8年の2年分	Shape	1平米あたりの課税単価
5	家屋配置図	令和9・8・7・6・5年の5年分	Shape	家屋配置図
6	家屋所有者	令和9・8年の2年分	Shape	家屋所有者名が表示されるもの
7	家屋異動	令和8年分	Shape	家屋の新築・滅失を示すもの
8	区画整理図	令和9・8・7・6・5年の5年分	Shape	仮換地図を示し、使用収益開始している土地と未収益の土地を色分けしているもの
9	区画土地所有者	令和9・8年の2年分	Shape	仮換地の所有者名が表示されるもの
10	区画整理課税単価	令和9・8年の2年分	Shape	仮換地1平米あたりの課税単価
11	地価公示	令和9・8・7年の3年分	Shape	国土交通省が公表する1/1時点の標準地の価格
12	地価調査	令和8・7・6年の3年分	Shape	県が公表する7/1時点の基準地の標準価格
13	相続税路線価	令和8・7・6年の3年分	Shape	相続税路線価
14	路線	令和9・8・7・6・平成33・30年の6年分	Shape	路線
15	区画路線	令和9・8・7・6・平成33・30年の6年分	Shape	区画整理地内の路線
16	空中写真	平成21年、24年、27年～令和9年の15年分	TIFF	空中写真
17	標準宅地（従前）	令和9・6・3年の3年分	Shape	区画整理地以外の標準宅地を示すもの
18	状況類似（従前）	令和9・6・3年の3年分	Shape	区画整理地以外の状況類似を示すもの
19	眼鏡（従前）	令和9・6・3年の3年分	Shape	離れた場所にある状況類似を同一のものとして表示するもの
20	標準宅地（区画整理）	令和9・6・3年の3年分	Shape	区画整理地の標準宅地を示すもの
21	状況類似（区画整理）	令和9・6・3年の3年分	Shape	区画整理地の状況類似を示すもの
22	眼鏡（区画整理）	令和9・6・3年の3年分	Shape	区画整理地の離れた場所にある状況類似を同一のものとして表示するもの
23	用途地域	最新時点	Shape	都市計画で定められている用途地域を色分して表示するもの
24	都市計画の容積率	最新時点	Shape	都市計画法で定められているもの。色分けして表示するもの
25	指定道路	最新時点	Shape	建築基準法42条での区分が矢印で表示されるもの
26	防火準防火	最新時点	Shape	防火地域、準防火地域を表示するもの
27	相続税標準地	最新時点	Shape	相続税路線価の標準宅地を示すもの
28	土地H27台帳スキャンリンク	最新時点	Shape	過去の課税資料を閲覧するもの。詳細は仕様書第30条に記載。
29	芝中央沿道	最新時点	Shape	道路拡幅予定地を示すもの
30	土砂災害危険地区	最新時点	Shape	土砂災害危険地区（レッドゾーン、イエローゾーン）
31	特高線下地2017	最新時点	Shape	特別高圧線の位置を示すもの
32	高速鉄道	最新時点	Shape	地下に埼玉高速鉄道が通っている場所を示すもの
33	拡幅道路	最新時点	Shape	拡幅道路
34	都市計画道路	最新時点	Shape	都市計画道路
35	幹線	最新時点	Shape	国道・県道の番号と幅員を示すもの
36	自歩道	最新時点	Shape	遊歩道を示すもの
37	その他市道	最新時点	Shape	市道の番号と幅員を示すもの

No.	レイヤ名	時点・対象	データ形式	概要
38	家屋倒壊等氾濫地域	最新時点	Shape	家屋倒壊等氾濫地域
39	戸塚安行駅南側地区地区界	最新時点	Shape	戸塚安行駅の南側にある市街化調整区域を区画整理の手法を用いて宅地化している区域を示すもの
40	新井宿駅北側地区地区界	最新時点	Shape	新井宿駅の北側にある市街化調整区域を区画整理の手法を用いて宅地化している区域を示すもの
41	正面路線の方向__従前	最新時点	Shape	区画整理地以外の標準宅地の正面路線の方向を矢印で示しているもの
42	正面路線の方向__換地	最新時点	Shape	区画整理地の標準宅地の正面路線の方向を矢印で示しているもの
43	都市計画基本図	最新時点	Shape	都市計画基本図
44	土地課税マスタ	令和9年1月1日時点	csv	課税システムから出力した土地の地番、所有者、宛名等の情報
45	家屋課税マスタ	令和9年1月1日時点	csv	課税システムから出力した家屋の家屋番号、所有者、宛名等の情報
46	土地課税地目	最新年度	Shape	課税地目を示すもの
47	AI家屋経年異動データ	最新年度	Shape	AI判読した家屋の異動を示すもの
48	AI土地経年異動データ	最新年度	Shape	AI判読した土地の異動を示すもの